

各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長
障害児・療育担当課長
(公印省略)

計画相談支援・障害児相談支援事業における新加算の登録依頼書の提出等について (依頼)

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定について、厚生労働省より新加算の届出様式例等が発出されておりますが、体制加算等の算定にあたっては、各区市町村から東京都への情報登録依頼が必要となるため、下記のとおり御対応をお願いいたします。

記

1 新加算の様式等について

別添 1「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において創設した加算及び見直した加算の届出様式例」
別添 2「体制等状況一覧表」

※令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の詳細 (報酬改定の概要、告示、省令、留意事項通知、解釈通知及び Q & A 等) については、以下の厚生労働省 HP を御確認ください。

(厚生労働省 HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

2 登録依頼書の提出について

(1) 登録依頼書の提出について

各区市町村において、計画相談支援又は障害児相談支援において事前に届出が必要な加算等 (※ 1) を算定した場合には、当該加算の算定情報を国民健康保険団体連合会 (以下「国保連合会」という。) へ登録する必要があるため、登録依頼書 (※ 2) を御提出ください。

なお、登録依頼の流れは、現在の処理と同様です。

★令和 6 年度報酬改定で区分が追加される、行動障害支援体制、要医療児者支援体制、精神障害者支援体制、主任相談支援専門員配置の加算については、報酬改定前に「あり」の事業所は、自動的に「区分Ⅱ」に設定されますので届出は不要です。

★ピアサポート体制加算については、令和 6 年 3 月 3 1 日で経過措置がなくなりましたので、経過措置で算定していた事業所が引き続き加算を算定する場合には届出が必要です。また、経過措置がなくなったことにより要件を満たさなくなった場合にも届出が必要です。

(※ 1) 届出が必要な加算等

- ア 相談支援機能強化型体制 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)
- イ 行動障害支援体制 (Ⅰ、Ⅱ)
- ウ 要医療児者支援体制 (Ⅰ、Ⅱ)
- エ 精神障害者支援体制 (Ⅰ、Ⅱ)
- オ 主任相談支援専門員配置 (Ⅰ、Ⅱ)
- カ ピアサポート体制
- キ 地域生活支援拠点等
- ク 地域体制強化共同支援加算

ケ 地域生活支援拠点等機能強化対策

コ 高次脳機能障害支援体制

(※2) 登録依頼書は、別紙3「登録依頼様式」のとおり

今後の新規事業所や変更届の情報登録についても、本様式を御利用ください。

(2) 登録依頼のスケジュールについて

令和6年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、令和6年4月中に届出が受理された場合に限り、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱いとなっています。(「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 (令和6年3月29日)」(1) 加算等の届出 (問1))

ただし、令和6年4月1日から加算を算定する場合における、事業者から区市町村への加算の届出書類の具体的な届出期限については、下記に示したスケジュールを考慮した上で、各区市町村において柔軟に設定していただきますようお願いいたします。

令和6年4月1日から加算の算定を開始する場合における、区市町村から東京都への登録依頼書の提出期限は、令和6年4月22日(月曜日)(必着)とします。

※ 上記の提出期限を経過した場合、国保連合会へのデータ送信が間に合わず、事業所の5月報酬請求分(4月サービス提供分)において、加算を請求できない可能性がありますので、上記の期限までに御提出くださいますようお願いいたします。

なお、本特例は令和6年4月1日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではございません。

令和6年5月1日以降に加算を算定する場合の提出期限等は、従来どおり、前月の20日前後を期限とする予定です。指定事業所一覧の送付時にメールにてお知らせいたしますので御確認ください。

(3) 提出先について

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室(計画相談支援又は障害児相談支援)

※令和5年4月1日より、障害福祉サービス事業等に係る各種届出等の受付窓口が上記に変更となっております。

※東京都庁に郵送等されましても、受け付けることは出来ません。

3 加算に関する留意事項について

加算に関して留意すべき事項については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日 障発第1031001号)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日 障発0330第16号)(以下「留意事項通知」という。)を御参照ください。なお、加算に係る届出手続の運用について、留意事項通知内で以下のとおり規定されておりますので御留意ください。

(1) 要件審査

届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること(相手方の補正に要する時間は除く)。

(2) 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として書類

を返戻すること。

(3) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

<問い合わせ先>

○計画相談支援に関すること

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課 在宅支援担当

(電話) 03-5320-4579

○障害児相談支援に関すること

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

(電話) 03-5320-4374